

臨時職員の登録について

(ふれあい保育補助者)

[仕事内容] 特別な配慮を必要とするお子さんの見守り及び保育補助等

[時間] 1日7.5時間・週5日(8時30分～17時、月曜日～土曜日のシフト制)

※保育園の状況によって勤務時間が前後する可能性があります。

例：8時～16時30分、9時～17時30分 など

[時給] 1,000円(末日締め・翌月20日まで(原則10日支払))

※社会保険・雇用保険加入となります。

[交通費] 交通機関利用者：1勤務につき400円を限度として実費支給

交通用具利用者：1勤務につき100円(1ヶ月2,000円を限度)として支給

※ただし、交通費の支給は通勤距離(片道)2.0km以上の方に限ります。

[場所] 公立保育園 (次の6園のいずれか)

保育園名	住所	電話番号
小和田保育園	茅ヶ崎市松浪一丁目8番4号	82-8571
室田保育園	茅ヶ崎市室田一丁目3番13号	53-1225
浜見平保育園	茅ヶ崎市浜見平11番1号	83-1011
鶴が台保育園	茅ヶ崎市鶴が台10番8号	51-0782
香川保育園	茅ヶ崎市香川四丁目46番1号	57-6002
浜須賀保育園	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番60号	87-2034

[注意事項] 兼業不可となります。

[登録]

臨時職員申込書に写真(2.5cm×3.0cm程度)を貼付のうえ、保育課にお持ちください。

申込場所：市役所本庁舎1階8番窓口

お問い合わせ先 茅ヶ崎市役所保育課管理整備担当

住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 82-1111